

請願文書表

令和 6 年第 5 回定例会

請願番号	6 請願第 1 号	受理年月日	令和 6 年 8 月 14 日
件 名	女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求める意見書の提出を求める請願書		
請願者	住 所	川崎市多摩区登戸3398番地の 1 大樹生命登戸ビル 川崎北合同法律事務所内	
	氏 名	女性差別撤廃条約実現アクション神奈川 代表 湯 山 薫	
紹介議員	早乙女 智子、渡辺 久子		
【請願の趣旨】 女性差別撤廃条約選択議定書は、女性差別撤廃条約の実効性を高めるために、1999年に国連で採択された付属の条約です。今年は、女性差別撤廃条約選択議定書が採択されてから25年目に当たります。私たち「女性差別撤廃条約実現アクション神奈川」は県内の女性たちが参加して発足したネットワークです。女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を実現するために活動しています。 現在、女性差別撤廃条約の締約国189か国中、115か国が選択議定書を批准していますが、日本は批准していません。選択議定書は、個人通報制度と調査制度の二つの手続きを定めています。 個人通報制度は、女性差別撤廃条約で保障されている権利が侵害され、救済を求める国内手続きが尽くされた後も権利回復がなされていない場合、女性差別撤廃委員会に通報し、救済を求めることができる手続きです。 調査制度は、女性差別撤廃委員会が、女性差別撤廃条約に定める権利の、重大または組織的な侵害があるという信頼できる情報を得た場合に、当該国の協力の下で調査し、国に調査結果を意見・勧告ともに送付する制度です。			

日本における男女平等の実現は、いまだ途上にあります。各国の男女平等度を示す2024年のジェンダー・ギャップ指数の日本の総合順位は、146か国中118位です。これは、G7参加国中最低です。G7コミットメントが掲げるジェンダー主流化政策にとって女性差別撤廃条約選択議定書の批准は不可欠です。

日本は第5次男女共同参画基本計画で「女子差別撤廃条約の選択議定書については、早期締結について真剣に検討を進める」と規定しています。

SDGsの17の目標の第5は「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る」となっています。

日本においては国連総会で設立を促す決議がされている国内（人権）機関が存在せず、大学医学部入試の女性受験生への差別や、政治の分野での女性の参加、男女間の賃金格差など男女差別の是正に向けて、さらに改革のスピードを進めることが期待されています。女性差別撤廃条約選択議定書の批准は、この現状を変え、女性の権利を国際基準にする重要な第一歩です。

湯河原町では、「ゆがわら男女共同参画プランー男女共同参画社会をめざしてー」に基づき具体的な取り組みが進められています。国が女性差別撤廃条約選択議定書を批准することにより湯河原町における男女共同参画社会実現に向け大きな力になるものです。

現在、全国では278議会で意見書の採択がされています（県内では中井町と座間市、横須賀市、小田原市、鎌倉市、葉山町、愛川町、清川村・伊勢原市・秦野市・茅ヶ崎市・大和市・別途川崎市・厚木市の14議会）。

湯河原町議会におかれましては、国会および政府に早期批准を求める意見書を採択されますよう切にお願いします。

【請願事項】

- 1 湯河原町議会において、女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求める意見書を採択し、国会および政府に提出すること。

意見書（案）

令和6（2024）年 月 日

内閣総理大臣 岸 田 文 雄 様
外務大臣 上 川 陽 子 様
法務大臣 小 泉 龍 司 様
内閣府特命（男女共同参画）担当大臣 加 藤 鮎 子 様

湯河原町議会議長 村 瀬 公 大

女性差別撤廃条約選択議定書の批准（に向けた環境整備）を求める意見書

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約CEDAW（The Convention on the Elimination of all forms of Discrimination Against Women）は、1979年に国連総会で採択され、日本を含む130か国が批准しました。しかしながら、不利益を被ったときに国際機関に訴えることができる選択議定書の批准を先送りにしたまま40年が経過しています。

国連で1999年、女性差別撤廃条約の実効性を高めるために採択され、条約の締結国189か国中、115か国が選択議定書を批准していますが、日本は未批准です。

私たち神奈川県足柄下郡湯河原町議会は、女性差別撤廃条約選択議定書の批准（に向けた環境整備）を求める意見書を（全会一致・賛成多数）により、提出致します。

一、女性差別撤廃条約選択議定書を速やかに批准する（環境を整える）こと。

女性差別撤廃条約選択議定書の批准についての日本政府の対応と国会答弁

女性差別撤廃条約実現アクション 2024年2月14日

◆CEDAW は 2003 年、2009 年、2016 年の日本審議後の総括所見において、選択議定書の批准を勧告している。日本政府のこれまでの対応を要約してお伝えする。

・2009 年の日本報告審議最後の「謝辞」において、**南野知恵子首席代表**は個人の立場での発言として、「自民党の女性に関する特別委員会では、関係府省や NGO の方々からのヒヤリング、議論を重ね、提言をまとめた。国会議員として、選択議定書の批准にさらに尽力、努力してまいりたい」と述べた。**外務省人権人道課長**は「1999 年からは外務省と法務省で 40 回ほど、最近、関係省庁に広げて 13 回、研究会を重ねている。わが国の司法制度との関連で問題が生じる恐れがあり、導入の可否につき真剣かつ慎重に検討を進めている。男女共同参画基本計画（第 3 次）の策定にあたり、選択議定書締結の可能性について検討してまいりたい。」と答弁した。

・2016 年の審議において、政府は「個人通報制度については条約実施の効果的な担保を図るという趣旨から注目している。その受け入れについてはわが国の司法制度、立法政策との関連、また実施体制等との検討課題がある。受け入れの是非について真剣に検討を進める。」と答弁した。

◆2021 年 9 月の第 9 次日本報告において政府は CEDAW の事前質問に対し以下のように回答した。「個人通報制度は、本条約の実施の効果的な担保を図るという趣旨から注目すべき制度と認識している。第 5 次基本計画は『諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める。』と定めている。個人通報制度の受け入れに当たっては、我が国の司法制度や立法政策との関連での問題の有無や、同制度を受け入れる場合の実施体制の検討課題があると認識している。『個人通報制度関係省庁研究会』において、通報事例を可能な限り収集し、対応について研究を行っている。真剣に検討を進めていく。」

*このように日本政府の対応はこの 20 年間まったく変化していない。

◆国会では、選択議定書批准に関する質疑が繰り返されている。

2020 年 3 月第 201 国会の参議院外交防衛委員会での質問に対する茂木敏充外務大臣（当時）と政府参考人山内光法務審議官の答弁を要約してお伝えする。

質問：「（選択議定書批准について）検討を進めるというのは、受け入れるかどうかではなくて、早期締結に向けて受け入れるために解決すべき課題は何かということを検討する、ということではないか。」

茂木答弁：「おっしゃるように、早期に締結するために、障害になっている、課題になっているものを早期に解決するということである。その問題が国内法制に関わったりするときにそれがすぐにできるかは外務省独自では判断できないので、関係省庁等と鋭意協議させていただきたい。」「論点はある程度明らかになってきているので、関係省庁との間でずるずる引っ張るということではなくて、しっかり議論をして、どこかで結論を出さなきゃならない問題だと考えている。」

質問：日本の司法制度との関係については、「かつては、個人通報制度の導入について司法権の独立との関係で検討が必要だ」との答弁があったが、2011 年の黒岩政務官答弁で『わが国の司法制度と相容れないという意味ではない』となった。この認識に変更はないか。」

山内答弁：「個人通報制度の受け入れは、我が国の司法制度と必ずしも相容れないものとは考えていない。」「国内の確定判決とは異なる内容の見解が出た場合に、どのように対応するかといった問題を検討する必要があるが、司法制度を変えることが必ずしも必要となるものではない。」「委員会からの勧告に対する各国の対応は画一的ではない」「実施体制での検討課題とは、国連見解の窓口をどこの省庁で受けるか。関係省庁にどのように割り振って、どのように回答するか、など実施体制の検討の中で決すべき問題である。」

*この答弁（2020・3）から、すでに 4 年近い年月が経過している。

変わらない不平等を変えるために…「選択議定書」の批准がどうしても必要です。



選択議定書

日本で『個人通報制度』が使えたら。。。👉

Aさんは、一部上場企業で高い営業成績を上げながら13年間も昇格なし。12歳も若い男性が先に昇格して行った。これを男女賃金差別だと裁判に訴えたが、最高裁でも敗訴。Aさんは、日本の司法判断はこれでよいのか、女性差別撤廃委員会に個人通報したいと言っている。

男女賃金差別を問いたい



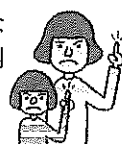
民法は結婚する夫婦に同一姓を強制している。しかも96%の夫婦は夫の姓を選んでおり、男女平等ではない。Bさんたちは、別姓を選択する婚姻も認めて欲しいと最高裁まで争ったが、敗訴した。Bさんたちは、女性差別撤廃委員会に個人通報することができ

選択的夫婦別姓を認めて



事実婚をしているCさんの子どもは、住民票と戸籍の続柄欄で「嫡出でない子」として扱われた。一目で婚外子とわかる記載をするのは人権侵害だと、最高裁まで争ったが、敗訴した。その後、住民票は改められたが、戸籍は改められていない。Cさんは、女性差別撤廃委員会に個人通報したいと言っている。

婚外子を差別する戸籍の記載はやめて！

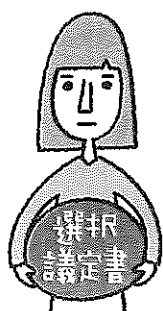


女性差別撤廃条約

選択議定書を批准すると日本はどう変わる？



日本の裁判所は、女性差別撤廃条約を判決の判断基準にしていません。選択議定書を批准し、個人通報制度が使えるようになれば、国際基準が尊重され、日本の裁判所が女性差別撤廃条約を裁判に適用するようになります。



OP
CEDAW
ACTION!

女性の権利を
国際基準に

女性差別撤廃条約実現アクション

✉ opcedawjapan@gmail.com

🌐 <https://opcedawjapan.wordpress.com>

📘 <https://www.facebook.com/opcedawjapan>

🐦 <https://twitter.com/opcedawjapan>



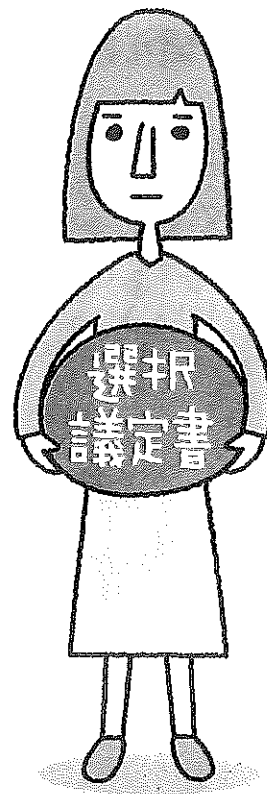
Time is Now!!

OP CEDAW ACTION!

Optional Protocol to the Convention on the Elimination of
All Forms of Discrimination against Women

女性差別撤廃条約実現アクション

女性の権利を
国際基準に



”批准“しないと
はじまらない!!

国連女性差別撤廃条約「選択議定書」

そもそもですが…「批准する」ってどういうこと?

国が、国連等で採択した条約に拘束されることへの同意を最終的に表明すること。
日本では、憲法73条3号により国会の承認を経て、内閣が行う。

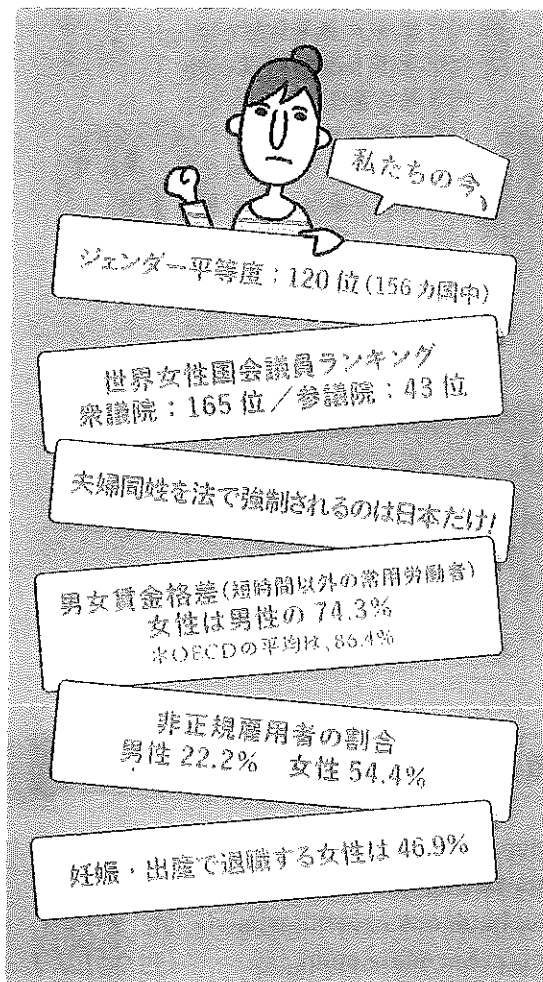
日本は、国連女性差別撤廃条約実現のための「選択議定書」を批准していません。

女性差別撤廃条約って?

1979年、国連で生まれた女性差別撤廃条約は、あらゆる分野で、女性が性に基づく差別を受けない権利を保障しています。条約が目指すのは「男らしさ」「女らしさ」の呪縛から解放されて、誰もが性別にとらわれず自分らしく生きることです。法律や規則の中の差別はもちろん、社会慣習・慣行の中の性差別をなくすることも求めています。1985年、日本はこの条約を批准しました。

選択議定書って?

女性差別撤廃条約制定から20年を経た1999年、条約の実効性を強化し、一人ひとりの女性が抱える問題を解決するために、あらためて採択されたのが女性差別撤廃条約選択議定書です。選択議定書には「個人通報制度」と「調査制度」の2つの手続きがあります。それらを利用するには、新たに批准が必要ですが、日本はまだこれを実行していません。



地方議会における「意見書」採択状況

(2024年7月現在)

OP-CEDAW Action 作成)

黄色マーカーは府県議会、

緑色マーカーは全会一致による採択

2001年～2016年 (受理年月)

- 1 2001年5月 大阪府堺市
- 2 2003年11月 東京都文京区
- 3 2009年7月 福岡県大牟田市
- 4 2009年7月 東京都立川市
- 5 2009年7月 千葉県市川市
- 6 2009年7月 東京都小金井市
- 7 2009年7月 東京都三鷹市
- 8 2009年7月 東京都八王子市
- 9 2009年9月 東京都小平市
- 10 2009年9月 千葉県船橋市
- 11 2009年9月 千葉市
- 12 2009年9月 北海道旭川市
- 13 2009年11月 高知県
- 14 2009年11月 東京都江戸川区
- 15 2009年10月 福岡県北九州市
- 16 2009年10月 島根県
- 17 2009年10月 和歌山県上富田町
- 18 2009年10月 兵庫県芦屋市
- 19 2009年10月 千葉県佐倉市
- 20 2009年10月 福島県郡山市
- 21 2009年5月 高知県須崎市
- 22 2010年4月 高知県東洋町
- 23 2010年4月 高知県大月町
- 24 2010年4月 高知県本山町
- 25 2010年4月 埼玉県狭山市
- 26 2010年4月 北海道土別市
- 27 2010年2月 高知県高知市
- 28 2010年2月 東京都日野市
- 29 2010年1月 和歌山県橋本市
- 30 2010年1月 東京都国分寺市
- 31 2010年1月 千葉県松戸市
- 32 2010年1月 福岡県志免町
- 33 2010年1月 大阪府和泉市
- 34 2010年1月 大阪府茨木市
- 35 2010年1月 宮城県
- 36 2010年7月 高知県黒潮町
- 37 2010年7月 高知県香南市
- 38 2010年7月 和歌山県田辺市
- 39 2010年10月 和歌山県岩出市
- 40 2016年5月 高知県高知市

2019年～2024年 (採択年月)

- 41 2019年6月 福岡県北九州市
- 42 2019年9月 北海道二子町
- 43 2019年9月 埼玉県八潮市
- 44 2019年9月 東京都八王子市
- 45 2019年9月 北海道仁木町
- 46 2019年9月 東京都小金井市
- 47 2019年9月 東京都三鷹市
- 48 2019年10月 福島県郡山市
- 49 2019年10月 東京都文京区
- 50 2019年10月 高知県高知市
- 51 2019年12月 東京都中野区
- 52 2019年12月 奈良県大和郡山市
- 53 2019年12月 福岡県飯塚市
- 54 2020年3月 徳島県
- 55 2020年3月 福岡県嘉麻市
- 56 2020年3月 埼玉県さいたま市
- 57 2020年3月 茨城県つくば市
- 58 2020年3月 鳥取県北栄町
- 59 2020年3月 鳥取県湯梨浜町
- 60 2020年3月 鳥取県大山町
- 61 2020年3月 鳥取県南部町
- 62 2020年3月 鳥取県江府町
- 63 2020年6月 福岡県中間市
- 64 2020年9月 東京都東大和市
- 65 2020年9月 大阪府寝屋川市
- 66 2020年9月 千葉県松戸市
- 67 2020年9月 東京都清瀬市
- 68 2020年9月 徳島県阿南市
- 69 2020年9月 徳島県吉野川市
- 70 2020年9月 鳥取県境港市
- 71 2020年12月 富山県
- 72 2020年12月 宮城県
- 73 2020年12月 東京都調布市
- 74 2020年12月 徳島県三好市
- 75 2020年12月 徳島県鳴門市
- 76 2020年12月 徳島県小松島市
- 77 2020年12月 徳島県美馬市
- 78 2020年12月 徳島県勝浦町
- 79 2020年12月 群馬県前橋市
- 80 2020年12月 北海道根室市
- 81 2021年3月 奈良県三郷町
- 82 2021年3月 大阪府泉大津市
- 83 2021年3月 東京都府中市
- 84 2021年3月 東京都豊島区
- 85 2021年3月 大阪府吹田市
- 86 2021年3月 東京都日野市
- 87 2021年3月 大阪府
- 88 2021年3月 大阪府池田市
- 89 2021年3月 北海道函館市
- 90 2021年3月 徳島県藍住町
- 91 2021年3月 徳島県板野町
- 92 2021年3月 徳島県上板町
- 93 2021年3月 徳島県上勝町
- 94 2021年3月 福岡県行橋市
- 95 2021年3月 東京都町田市
- 96 2021年3月 岩手県
- 97 2021年6月 奈良県王寺町
- 98 2021年6月 徳島県佐那河内村
- 99 2021年6月 徳島県海陽町
- 100 2021年6月 徳島県北島町
- 101 2021年6月 徳島県東みよし町
- 102 2021年6月 大阪府河内長野市
- 103 2021年6月 富山県高岡市
- 104 2021年6月 大阪府豊中市
- 105 2021年6月 大阪府高槻市
- 106 2021年6月 大阪府大東市
- 107 2021年6月 埼玉県春日部市
- 108 2021年6月 東京都狛江市
- 109 2021年6月 大阪府東大阪市
- 110 2021年6月 大阪府羽曳野市
- 111 2021年6月 大阪府守口市
- 112 2021年6月 埼玉県所沢市
- 113 2021年6月 大阪府貝塚市
- 114 2021年6月 静岡県焼津市
- 115 2021年7月 大阪府島本町
- 116 2021年7月 奈良県広陵町
- 117 2021年7月 大阪府松原市
- 118 2021年7月 大阪府和泉市
- 119 2021年9月 静岡県富士市
- 120 2021年9月 富山県富山市
- 121 2021年9月 大阪府忠岡町
- 122 2021年9月 大阪府千早赤坂村
- 123 2021年9月 大阪府高石市
- 124 2021年9月 大阪府枚方市
- 125 2021年9月 大阪府泉佐野市
- 126 2021年9月 大阪府富田林市
- 127 2021年9月 大阪府熊取町
- 128 2021年9月 大阪府大阪市
- 129 2021年9月 徳島県牟岐町
- 130 2021年9月 徳島県美波町
- 131 2021年9月 徳島県つるぎ町
- 132 2021年9月 徳島県神山町
- 133 2021年9月 福岡県芦屋町
- 134 2021年10月 大阪府交野市
- 135 2021年10月 埼玉県
- 136 2021年12月 大阪府四條畷市
- 137 2021年12月 大阪府能勢町

138	2021 年 12 月	大阪府門真市	186	2022 年 12 月	北海道仁木町	234	2024 年 3 月	北海道恵庭市
139	2021 年 12 月	大阪府田尻町	187	2022 年 12 月	京都府精華町	235	2024 年 6 月	京都府久御山町
140	2021 年 12 月	大阪府太子町	188	2022 年 12 月	東京都東久留米市	236	2024 年 6 月	富山県上市町
141	2021 年 12 月	大阪府阪南市	189	2023 年 2 月	兵庫県尼崎市	237	2024 年 6 月	山梨県南アルプス市
142	2021 年 12 月	大阪府岸和田市	190	2023 年 2 月	東京都墨田区	238	2024 年 6 月	長野県宮田村
143	2021 年 12 月	大阪府大阪狭山市	191	2023 年 3 月	兵庫県西宮市	239	2024 年 6 月	長野県南箕輪村
144	2021 年 12 月	大阪府藤井寺市	192	2023 年 3 月	京都府八幡市	240	2024 年 6 月	長野県中川村
145	2021 年 12 月	大阪府岬町	193	2023 年 3 月	北海道赤平市	241	2024 年 6 月	長野県辰野町
146	2021 年 12 月	大阪府柏原市	194	2023 年 3 月	千葉県松戸市	242	2024 年 6 月	長野県麻績村
147	2021 年 12 月	東京都小金井市	195	2023 年 3 月	北海道八雲町	243	2024 年 6 月	長野県木曽町
148	2021 年 12 月	大阪府八尾市	196	2023 年 3 月	福岡県春日市	244	2024 年 6 月	長野県大桑村
149	2021 年 12 月	徳島県阿波市	197	2023 年 6 月	北海道森町	245	2024 年 6 月	長野県大鹿村
150	2021 年 12 月	徳島県那賀町	198	2023 年 6 月	北海道倶知安町	246	2024 年 6 月	長野県箕輪町
151	2021 年 12 月	徳島県石井町	199	2023 年 6 月	北海道江別市	247	2024 年 6 月	長野県飯島町
152	2022 年 3 月	大阪府河南町	200	2023 年 6 月	北海道戸別市	248	2024 年 6 月	富山県立山町
153	2022 年 3 月	三重県	201	2023 年 7 月	鳥取県倉吉市	249	2024 年 6 月	山梨県甲斐市
154	2022 年 3 月	大阪府豊能町	202	2023 年 7 月	鳥取県鳥取市	250	2024 年 6 月	山梨県笛吹市
155	2022 年 3 月	大阪府泉南市	203	2023 年 7 月	三重県松阪市	251	2024 年 6 月	福岡県筑紫野市
156	2022 年 3 月	大阪府箕面市	204	2023 年 7 月	北海道函館市	252	2024 年 6 月	山梨県北杜市
157	2022 年 3 月	大阪府摂津市	205	2023 年 9 月	富山県黒部市	253	2024 年 6 月	富山県小矢部市
158	2022 年 3 月	富山県射水市	206	2023 年 9 月	神奈川県横須賀市	254	2024 年 6 月	山梨県山梨市
159	2022 年 3 月	京都府長岡京市	207	2023 年 9 月	京都府大山崎町	255	2024 年 6 月	長野県下諏訪町
160	2022 年 3 月	京都府向日市	208	2023 年 9 月	富山県魚津市	256	2024 年 6 月	長野県塩尻市
161	2022 年 6 月	富山県南砺市	209	2023 年 9 月	富山県滑川市	257	2024 年 6 月	長野県長野市
162	2022 年 6 月	群馬県榛東村	210	2023 年 9 月	愛媛県松山市	258	2024 年 6 月	長野県安曇野市
163	2022 年 6 月	東京都目黒区	211	2023 年 9 月	埼玉県ふじみの市	259	2024 年 6 月	長野県松本市
164	2022 年 6 月	東京都多摩市	212	2023 年 9 月	鳥取県琴浦町	260	2024 年 6 月	長野県阿南町
165	2022 年 6 月	東京都東村山市	213	2023 年 10 月	京都府京田辺市	261	2024 年 6 月	長野県山形村
166	2022 年 6 月	千葉県流山市	214	2023 年 12 月	富山県氷見市	262	2024 年 6 月	長野県生坂村
167	2022 年 6 月	埼玉県上尾市	215	2023 年 12 月	京都府宇治市	263	2024 年 6 月	長野県駒ヶ根市
168	2022 年 8 月	滋賀県	216	2023 年 12 月	神奈川県川崎市	264	2024 年 6 月	長野県
169	2022 年 9 月	神奈川県中井町	217	2023 年 12 月	愛媛県内子町	265	2024 年 6 月	京都府城陽市
170	2022 年 9 月	神奈川県座間市	218	2023 年 12 月	宮城県宮崎市	266	2024 年 6 月	兵庫県川西市
171	2022 年 9 月	徳島県徳島市	219	2023 年 12 月	北海道標津町	267	2024 年 6 月	神奈川県清川村
172	2022 年 12 月	京都府京都市	220	2023 年 12 月	愛媛県新居浜市	268	2024 年 6 月	神奈川県伊勢原市
173	2022 年 12 月	富山県砺波市	221	2023 年 12 月	愛媛県西予市	269	2024 年 6 月	神奈川県厚木市
174	2022 年 12 月	北海道札幌市	222	2023 年 12 月	鳥取県日吉津村	270	2024 年 6 月	神奈川県秦野市
175	2022 年 12 月	北海道旭川市	223	2023 年 12 月	福岡県大牟田市	271	2024 年 6 月	神奈川県茅ヶ崎市
176	2022 年 12 月	福岡県古賀市	224	2023 年 12 月	福岡県太宰府市	272	2024 年 6 月	神奈川県大和市
177	2022 年 12 月	北海道室蘭市	225	2024 年 2 月	神奈川県小田原市	273	2024 年 6 月	滋賀県長浜市
178	2022 年 12 月	北海道根室市	226	2024 年 3 月	神奈川県鎌倉市	274	2024 年 6 月	長野県木祖村
179	2022 年 12 月	北海道釧路町	227	2024 年 3 月	山梨県甲府市	275	2024 年 6 月	長野県伊那市
180	2022 年 12 月	北海道倶知安町	228	2024 年 3 月	東京都武蔵野市	276	2024 年 6 月	奈良県橿原市
181	2022 年 12 月	北海道名寄市	229	2024 年 3 月	山梨県甲州市	277	2024 年 6 月	奈良県平群町
182	2022 年 12 月	北海道安平町	230	2024 年 3 月	山梨県富士川町	278	2024 年 7 月	奈良県
183	2022 年 12 月	北海道小樽市	231	2024 年 3 月	神奈川県葉山町			
184	2022 年 12 月	北海道伊達市	232	2024 年 3 月	埼玉県越谷市			
185	2022 年 12 月	北海道石狩市	233	2024 年 3 月	神奈川県愛川町			

女性差別撤廃条約 (女子に対するあらゆる形態の差別 の撤廃に関する条約)

採択：1979年12月18日（国連第34
回総会）

効力発生：1981年9月3日

日本国：1985年7月25日（80年7月
17日署名、85年6月24日国会承認、
同日内閣批准決定、6月25日批准書
寄託、7月1日公布・条約7号）締約
国：189（2023年9月末日現在）

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及
び価値並びに男女の権利の平等に関する信
念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することがで
きないものであるとの原則を確認している
こと、並びにすべての人間は生まれながらに
して自由であり、かつ、尊厳及び権利につい
て平等であること並びにすべての人は性によ
る差別その他のいかなる差別もなしに同
宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有
することができることを宣明していること
に留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべて
の経済的、社会的、文化的、市民的及び政治
的権利の享有について男女に平等の権利を
確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主権の下に各国
が締結した男女の権利の平等を促進するた
めの国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男
女の権利の平等を促進するための決議、宣言
及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもか
かわらず女子に対する差別が依然として広

範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及
び人間の尊厳の尊重の原則に反するもので
あり、女子が男子と平等の条件で自国の政治
的、社会的、経済的及び文化的活動に参加す
る上で障害となるものであり、社会及び家族
の繁栄の増進を阻害するものであり、また、
女子の潜在能力を自国及び人類に役立てる
ために完全に開発することを一層困難にする
ものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、
教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の
必要とするものを享受する機会が最も少ない
ことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩
序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献
することを確認し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、
人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、
外国による占領及び支配並びに内政干渉の
根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠で
あることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を
緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制
のいかに問わない。）の間で相互に協力し、
全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に厳
重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の
縮小を達成し、諸国間の関係における正義、
平等及び互惠の原則を確認し、外国の支配の
下、植民地支配の下又は外国の占領の下にあ
る人民の自決の権利及び人民の独立の権利
を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊
重することが、社会の進歩及び発展を促進し、
ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献す
ることを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とす
る平和は、あらゆる分野において女子が男子
と平等の条件で最大限に参加することを必

要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来
完全には認められていなかった女子の大き
な貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び
子の養育における両親の役割に留意し、また、
出産における女子の役割が差別の根拠とな
るべきではなく、子の養育には男女及び社会
全体が共に責任を負うことが必要であるこ
とを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割
を女子の役割とともに変更することが男女
の完全な平等の達成に必要なであることを認
識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に
掲げられている諸原則を実施すること及び
このために女子に対するあらゆる形態の差
別を撤廃するための必要な措置をとること
を決意して、

次のとおり協定した。

第1部

第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」と
は、性に基づく区別、排除又は制限であつて、
政治的、経済的、社会的、文化的、市民的そ
他のいかなる分野においても、女子（婚姻
をしているかいないかを問わない。）が男女
の平等を基礎として人権及び基本的自由を
認識し、享有し又は行使することを害し又は
無効にする効果又は目的を有するものをい
う。

第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別
を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策
をすべての適当な手段により、かつ、遅滞
なく追求することに合意し、及びこのため次
のことを約束する。

(a) 男女の平等の原則が自国の憲法その

他の適当な法令に組み入れられていない
場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の
原則の実際的な実現を法律その他の適当
な手段により確保すること。

(b) 女子に対するすべての差別を禁止す
る適当な立法その他の措置（適当な場合
には制裁を含む。）をとること。

(c) 女子の権利の法的な保護を男子との
平等を基礎として確立し、かつ、権限のあ
る自国の裁判所その他の公の機関を通じ
て差別となるいかなる行為からも女子を
効果的に保護することを確保すること。

(d) 女子に対する差別となるいかなる行
為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及
び機関がこの義務に従って行動すること
を確保すること。

(e) 個人、団体又は企業による女子に対
する差別を撤廃するためのすべての適当
な措置をとること。

(f) 女子に対する差別となる既存の法律、
規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止す
るためのすべての適当な措置（立法を含
む。）をとること。

(g) 女子に対する差別となる自国のすべ
ての刑罰規定を廃止すること。

第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社
会的、経済的及び文化的分野において、女子
に対して男子との平等を基礎として人権及
び基本的自由を行使し及び享有することを
保障することを目的として、女子の完全な能
力開発及び向上を確保するためのすべての
適当な措置（立法を含む。）をとる。

第4条

1. 締約国が男女の事実上の平等を促進す
ることを目的とする暫定的な特別措置をと
ることは、この条約に定義する差別と解しては
ならない。ただし、その結果としていかなる

意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなつてはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。

2. 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

(a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。

(b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第2部

第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

(a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利

(b) 政府の政策の策定及び実施に参加する

権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利

(c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第9条

1. 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。

2. 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第3部

第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。

(b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同

一の質の学校施設及び設備を享受する機会

(c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。

(d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会

(e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会

(f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。

(g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会

(h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第11条

1. 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利

(b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利

(c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓

練及び

再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利

(d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利

(e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利

(f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利

2. 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。

(a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。

(b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、先任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。

(c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。

(d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。

3. この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第 12 条

1. 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

2. 1 の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分娩及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第 13 条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第 14 条

1. 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。

2. 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。

- (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
- (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
- (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
- (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
- (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
- (f) あらゆる地域活動に参加する権利
- (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
- (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第 4 部

第 15 条

1. 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。

2. 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。

3. 締約国は、女子の法的能力を制限するよ

うな法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかんを問わない。）を無効とすることに同意する。

4. 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第 16 条

1. 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。

- (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
 - (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
 - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
 - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
2. 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有し

ないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第 5 部

第 17 条

1. この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は 18 人の、35 番目の締約国による批准又は加入の後には 23 人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出するものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。

2. 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から 1 人を指名することができる。

3. 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後 6 箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも 3 箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を 2 箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。

4. 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の

3分の2をもって定足数とする。この会合においては、出席し、かつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とする。

5. 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。

6. 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。

7. 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。

8. 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。

9. 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第18条

1. 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。

(a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内

(b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。

2. 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第19条

1. 委員会は、手続規則を採択する。

2. 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

第20条

1. 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。

2. 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第21条

1. 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。

2. 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第22条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第6部

第23条

この条約のいかなる規定も、次のものに含ま

れる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

(a) 締約国の法令

(b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第24条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第25条

1. この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。

2. 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。

3. この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。

4. この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第26条

1. いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。

2. 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第27条

1. この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

2. この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

第28条

1. 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。

2. この条約の趣旨及び目的と両立しない留

保は、認められない。

3. 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第29条

1. この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から6箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。

2. 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。

3. 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第30条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

※外務省 HP より

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/josi/3b_001.html

女性差別撤廃条約選択議定書

(女子に対するあらゆる形態の差別の
撤廃に関する条約選択議定書)

日付：1999年10月6日

(国連第54総会)

無投票で採択

草案：A/54/L.4

国際連合総会は、「ウィーン宣言及び行動計画」並びに「北京宣言及び行動綱領」を再確認し、北京行動綱領が、ウィーン宣言及び行動計画に依拠し、

請願権について可及的速やかに発効し得る「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」選択議定書案の作成を目指し、婦人の地位委員会が着手したプロセスを支持したことを想起し、

北京行動綱領はまた、同条約の批准若しくは加盟を未だ行っていない全加盟国に対し、

可及的速やかにこれを行い、同条約の普遍的批准が2000年までに達成されるようにすることを求めたことに留意し、

1. この決議に案文を付属する同条約選択議定書を採択し、これを署名、批准及び加入のために開放する。

2. 同条約の署名、批准若しくは加入を行っている全加盟国に対し、可及的速やかに選択議定書の署名及び批准若しくは加入を行うよう求める。

3. 選択議定書の締約国は、同議定書に定める権利及び手続を遵守するとともに、同議定書による手続の全段階において、女子差別撤廃委員会と協力すべきであることを強調する。

4. また、選択議定書によるその任務及び機能の遂行において、委員会は引き続き、非選択性、中立性及び客観性という原則を守るべきであることも強調する。

5. 委員会に対し、選択議定書発効後、条約

第20条に従って開催される会合に加え、同議定書に定めるその機能を遂行するための会合を開くよう要請する。この会合の開催期間は、総会の承認を得ることを条件として、議定書の締約国会合によって決められ、また必要な場合、再検討されるものとする。

6. 事務総長に対し、選択議定書発効後、委員会が同議定書による機能を実効的に遂行するために必要な要員と施設を提供するよう要請する。

7. また、事務総長に対し、総会に対して同人が提出する条約の現状に関する定期報告の中に、選択議定書の現状に関する情報を含めるよう要請する。

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約選択議定書

この議定書の締約国は、国連憲章が基本的人権、人間の尊厳と価値及び男女の同権に対する信念を再確認していることに留意し、また、世界人権宣言が、すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること、並びに、何人も、性別に基づく差別を含むいかなる差別をも受けることなく、その中に掲げられたあらゆる権利と自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

国際人権規約及びその他の国際人権基本文書が、性別による差別を禁止していることを想起し、また、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（「条約」とする）において、その締約国が、女性に対するあらゆる形態の差別を非難するとともに、すべての適切な手段により、女性に対する差別を撤廃する政策を遅滞なく追及する旨合意していることも想起し、

女性によるあらゆる人権と基本的自由の完全かつ平等な享受を確保し、これらの権利と自由の侵害を防止するために効果的な行動をとる決意を再確認し、以下のとおり合意した。

第1条

この議定書の締約国（「締約国」）は、第2条に基づき提出された通報を、女子差別撤廃委員会（「委員会」）が受理し及び審議する権限を有することを認める。

第2条

通報は、締約国の管轄下にある個人又は集団であって、条約に定めるいずれかの権利が侵害されたと主張するものにより、又はそれに代って提出することができる。個人又は集団に代わって通報を提出する場合は、当該個人又は集団の同意がなくとも申立人が当該個人又は集団に代わって行動することを正当化できる場合は、この限りでない。

第3条

通報は、文書で行うものとし、匿名であってはならない。委員会は、条約の締約国ではあるがこの議定書の締約国でないものに関するいかなる通報も受理してはならない。

第4条

1. 委員会は、利用し得るすべての国内的救済措置が尽くされたことを確認した場合を除き、通報を検討しない。ただし、かかる救済措置の適用が不当に引き延ばされたり、効果的な救済の見込みがない場合は、この限りでない。

2. 委員会は、次の場合、通報を受理することができないと宣言する。

(a) 同一の問題が委員会によってすでに審議されており、若しくは他の国際的調査又は解決手続の下ですでに審議され又は審議中である。

(b) 通報が条約の規定に抵触する場合

(c) 通報が明らかに根拠を欠いており又は十分に立証されない。

(d) 通報提出の権利の乱用である。

(e) 通報の対象となった事実が、当該締約国について本議定書が発効する以前に発生している。ただし、かかる事実がこの期日以降も継続している場合は、この限りでない。

ない。

第5条

1. 通報が受理されてから理非の決定に到達するまでのいずれかの時点で、委員会は、該当する締約国に対し、通報の対象となった権利侵害の被害者に取り返しのつかない損害が及ぶ可能性を回避するために必要となり得る暫定的な措置を講ずるよう要請し、その緊急な検討を求めることができる。

2. 委員会による本条第1項に定める裁量権の行使は、該当する通報の受理可能性又は理非に関する決定を示唆するものではない。

第6条

1. 委員会が該当する締約国に対する照会を行わずに、通報が受理不可能と判断する場合を除き、かつ、通報の本人である個人又は集団が当該締約国に対するその身元の開示に同意していることを条件に、委員会は、この議定書に基づき提出された通報に関して、極秘に当該締約国の注意を喚起するものとする。

2. 通報を受理する締約国は、6箇月以内に、委員会に説明書又は声明書を提出し、事実関係及び当該締約国によってとられた救済措置がある場合には、これを明らかにする。

第7条

1. 委員会は、個人又は集団により、若しくはそれらに代わり、並びに関係締約国によって提出されたあらゆる情報に照らして、この議定書に基づき受理した通報を検討するものとするが、この場合、この情報が当事者に伝達されていることを条件とする。

2. 委員会は、この議定書に基づく通報を検討する際には、非公開の会合を開くものとする。

3. 委員会は、通報を検討した後、通報に関する意見を、勧告があればこれと共に当事者に送付する。

4. 当該締約国は、委員会の意見をもしあればその勧告と共に十分に検討した上で、6箇月以内に、委員会に委員会の意見及び勧告に

照らしてとられたいかなる行動に関する情報も含め、回答書を提出するものとする。

5. 委員会は、当該締約国に対し、同国がその意見又はもしあれば勧告に応じて講じたいかなる措置に関してもさらに情報を提出するよう促すことができるが、委員会が適切と判断する場合、かかる情報は、条約第 18 条に基づき当該国が後に作成する報告書に含めることができる。

第 8 条

1. 委員会は、締約国による条約に定める権利の重大又は組織的な侵害を示唆する信頼できる情報を受理した場合には、当該締約国に対し、情報の検討における協力及び、この目的のために関係情報に関する見解の提出を促す。

2. 委員会は、当該締約国から提出された見解及びその他の信頼できる情報があれば、これらを考慮した上で、調査を実施し、委員会に緊急の報告を行うよう 1 人又は複数の委員を指名することができる。十分な根拠及び当該締約国の同意がある場合、調査に同国領域への訪問を含めることができる。

3. かかる調査の結果を検討した上で、委員会は、何らかの註釈及び勧告があればこれを添えて、これらの調査結果を当該締約国に送付する。

4. 当該締約国は、委員会が送付した調査結果、註釈及び勧告の受理から 6 箇月以内に、その見解を委員会に提出する。

5. かかる調査は極秘に行うものとし、手続きのあらゆる段階において、当該締約国の協力が求められる。

第 9 条

1. 委員会は、関係締約国に対し、この議定書第 8 条に基づき行われた調査を受けて講じられたいかなる措置も、条約第 18 条に基づく報告書に含めるよう促すことができる。

2. 委員会は、必要に応じ、第 8 条 4 項にある 6 箇月の期間の満了後も、当該締約国に対し、かかる調査に応じて講じられた措置につ

いて通知するよう促すことができる。

第 10 条

1. 各締約国は、この議定書の署名又は批准、若しくはこれへの加入の際に、第 8 条及び第 9 条に定める委員会の権限を認めない旨宣言することができる。

2. 本条 1 項に基づく宣言を行った締約国は、事務総長に対する通告により、いつでもこの宣言を撤回することができる。

第 11 条

締約国は、その管轄下にある者が、この議定書に従って委員会へ通報を行った結果として、虐待あるいは脅迫を受けないよう、あらゆる適切な措置を講ずる。

第 12 条

委員会は、条約第 21 条に基づくその年次報告の中に、この議定書に基づくその活動の概要を含める。

第 13 条

各締約国は、条約及びこの議定書を公表し、及び広く周知させ、並びに特に当該締約国が関係する事案についての委員会の見解及び勧告に関する情報へのアクセスを容易にすることを約束する。

第 14 条

委員会は、自らの手続規則を定め、この議定書によって与えられた権限を行使する際には、これに従う。

第 15 条

1. この議定書は、条約に署名し、これを批准又はこれに加入した国による署名のために開放しておく。

2. この議定書は、条約の批准国及び加入国による批准に付されるものとする。批准書の寄託先は国際連合事務総長とする。

3. この議定書には、条約を批准、又はこれに加入した国のために開放しておく。

4. 加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって効力を生ずる。

第 16 条

1. この議定書は、国際連合事務総長に 10 番

目の批准書又は加入書が寄託された日から 3 箇月後に効力を生ずる。

2. この議定書の発効後に批准又は加入を行う各国について、この議定書は、自国の批准書又は加入書の寄託の日から 3 箇月後に効力を生ずる。

第 17 条

この議定書に対しては、いかなる留保も認められない。

第 18 条

1. いずれの締約国も、この議定書に対する修正を提案し、これを国際連合事務総長に提出することができる。事務総長は、これを受け、いかなる修正案も締約国に通報するとともに、当該修正案に関する討議および票決を目的とした締約国会議の開催を望むか否かを同人に通知するよう要請する。締約国の 3 分の 1 以上がかかる会議を望む場合には、事務総長は、国際連合の主催によりこの会議を招集する。会議に出席し、かつ、投票する締約国の過半数によって採択されたいかなる修正案も国際連合総会に提出され、その承認を受ける。

2. 修正条項は、国際連合総会によって承認され、かつ、この議定書の締約国の 3 分の 2 により、各国の憲法に定める過程を経て受け入れられた時点で、効力を生ずる。

3. 修正条項は、その発効の時点で、これを受け入れた締約国に対して拘束力を有するが、その他の締約国については、この議定書の規定及び以前に受け入れた修正条項があればその修正条項が引き続き拘束力を有する。

第 19 条

1. いずれの締約国も、国際連合事務総長に対して書面による通告を行うことにより、この議定書を破棄することができる。破棄は、同事務総長が通告を受理した日から 6 箇月後に効力を生ずる。

2. 第 2 条に基づき提出された通報、又は破棄の発効期日以前に第 8 条に基づき開始された調査がある場合、破棄はこれらに対するこの議定書の条項の適用の継続を妨げない。

第 20 条

国際連合事務総長は、次の事項をすべての加盟国に対し通知する。

(a) この議定書の規定による署名、批准及び加入、

(b) この議定書の発効の日及び第 18 条の規定による修正条項がある場合は、その発効の日、

(c) 第 19 条の規定による破棄。

第 21 条

1. この議定書は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正本とし、国際連合の公式記録保管所に寄託される。

2. 国際連合事務総長は、この議定書の認証謄本を条約第 25 条にあるすべての国に送付する。

* * * *

※国連広報センターHP より

http://www.unic.or.jp/news_press/features_backgrounders/1269/